第11回十勝中央合併協議会資料

協議第33号 行政区・町内会の取扱い

1ページ

「協議第33号 行政区・町内会の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-1 行政区・町内会の取扱い
	1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。
	2 行政区の名称については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、類似する名称については、合併
調整の内容	時までに地域住民の意向を踏まえ調整する。
	3 行政(公)区長会議については、年2回開催する。
	4 行政区内の配布物については、幕別町の例により合併時に統合する。
	5 戸別明細図については、合併時に廃止する。

	区分		調整の具体的内容		
		幕別町	更別村	忠類村	一調整の具体的内容
_	行政区	・行政区数 98区	・行政区数 24区	・行政区数 14区	区域については、現
		最多世帯 306世帯	最多世帯 132世帯	最多世帯 175世帯	行のとおり新町に引
		最少世帯 8世帯	最少世帯 16世帯	最少世帯 3世帯	き継ぐものとする。
		平均 95.2世帯	平均 46.5世帯	平均 52.1世帯	組織については、幕
		・組織	・組織	・組織	別町の現行制度を基
		公区長を置く。	区長を置く。	区長及び代理者を置く。	準に合併時に再編す
		委嘱方法	委嘱方法	委嘱方法	る。
		区域内住民の推薦により	区民の推薦により村長が	区内の推薦により村長が委	
		町長が委嘱する。	委嘱する。	嘱する。	
		任期 2年	任期 2年	任期 1年	
			(現在、実質1年)	身分 非常勤特別職	
		身分 非常勤特別職	身分 非常勤特別職	その他 村議会議員は、区長	
				及び区長代理者とな	
				ることができない。	

	区分	現 況				
		幕別町	更別村	忠類村	調整の具体的内容	
	行政区名	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	原則として現行の	
		[3町村で類似した名称]	[3町村で類似した名称]	〔3町村で類似した名称〕	とおり新町に引き継	
		本町(モトマチ)1、2、3	本町(ホンチョウ)	本町(モトマチ)	ぐものとする。ただ	
		幸町(サイワイマチ)		幸町(サイワイマチ)	し、類似する名称につ	
		旭町(アサヒマチ)1、2、4(3欠番)	旭区(アサヒク)		いては、合併時までに	
		錦町(ニシキマチ)1、2	錦町(ニシキチョウ)	錦町(ニシキマチ)	地域住民の意向を踏	
		緑町(ミドリマチ) 1 、 2 、 3 、 4	緑町(ミドリチョウ)		まえ調整する。	
		中央町(チュウオウマチ) 1 、 2 、 3	中央町(チュウオウチョウ)			
		新生(シンセイ)		新生(シンセイ)		
		昭和(ショウワ)	昭和区(ショウワク)			
2	行政(公)区長会	春全体会議及び研修会	年3回(4、7、11月)	年5回(1、3、4、7、10月)	年2回開催する。	
. •	議	秋 地区別公区長会議			5月 全体会議	
		(3地区に区分)			11月 地区別会議	
					(5地区 幕別3	
					地区、更別地	
					区、忠類地区)	
	行政区内への配	・配布日 毎月1日	・配布日 毎月10日、25日	・配布日 毎月第1、第3水曜日	幕別町の例により、	
	布物	ただし、当該日が休日	ただし、当該日が休日	ただし、当該日が休日	合併時に統合する。	
		となる場合は直前の	となる場合は次の開	になる場合は次の開		
		開庁日	庁日	庁日		

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	神田の女体の行行
行政区内への配	・配布内容	・配布内容	・配布内容	
布物(つづき)	づき) 広報、町のお知らせ及び啓発 広報、村のお知らせ及び		広報、村のお知らせ及び啓発	
	パンフレット	パンフレット	パンフレット	
	・区長への配布方法	・区長への配布方法	・区長への配布方法	
	運送業者が配送	運送業者が配送	市街地区は職員が送達	
			農家地区は郵送	
戸別明細図 該当なし		3年に1回程度、村内全戸の明	該当なし	合併時に廃止する。
		細図を作成している。(A1版)		
		村内 無料		
		村外者 有料(200円)		

別 紙 行 政 区 名 一 覧

別紙	百	別町	<u> </u>	<u>一 覧</u> 別 村	ПФ	類村
	行政区名	ブリガナ フリガナ			行政区名	プリガナ
	本町1	モトマチイチ	更南区	コウナンク	<u>栄町</u>	サカエマチ
3	本町2 本町3	モトマチニ モトマチサン	<u>昭和区</u> 更別区	<u>ショウワク</u> サラベツク	<mark>幸町</mark> 本町	サイワイマチ モトマチ
4	幸町	サイワイマチ	南更別区	ミナミサラベツク	錦町	ニシキマチ
	<u>旭町 1</u> 旭町 2	アサヒマチイチ アサヒマチニ	<u>更生区</u> 香川区	コウセイク カガワク	<u>白銀町</u> 西当	シロガネマチ ニシトウ
	旭町4	アサヒマチョン	上更別南区	カミサラベツミナミク	上忠類	カミチュウルイ
	錦町1	ニシキマチイチ	協和区	キョウワク	上当	カミトウ
	<mark>錦町2</mark> 寿町1	ニシキマチニ コトブキマチイチ	東栄区 更別東区	トウエイク サラベツヒガシク	東宝 元忠類	トウホウ モトチュウルイ
11	寿町2	コトプキマチニ	北更別区	キタサラベツク	幌内	ホロナイ
12	寿町3 宝町	コトプキマチサン タカラマチ	<u>旭区</u> 平和区	<u>アサヒク</u> ヘイワク	<mark></mark>	シンセイ ホウセイ
	<u> </u>	ミナミマチイチ	勢雄区	セオク	<u>夏风</u> 晚成	バンセイ
	南町 2	ミナミマチニ	新栄町	シンエイチョウ ハナゾ/チョウ		
	<mark>緑町 1</mark> 緑町 2	ミドリマチイチ ミドリマチニ	花園町 本町	ホンチョウ		
	緑町 3	ミドリマチサン	中央町	チュウオウチョウ		
	<mark>緑町 4</mark> 新町	<u>ミドリマチョン</u> シンマチ	<mark>錦町</mark> 柏町	ニシキチョウ カシワチョウ	_	
21	相川	アイカワ	若葉町	ワカバチョウ		
	相川東 相川南	アイカワヒガシ アイカワミナミ	<mark>緑町 </mark> 曙町	ミドリチョウ アケボノチョウ		
24	相川西	アイカワニシ	上更別区	カミサラベツク		
	相川北	アイカワキタ				
	大豊 豊岡1	オオトヨ トヨオカイチ				
28	豊岡 2	トオオヨカニ				
29 30	明野南 明野北	アケノミナミアケノキタ				
31	新川	シンカワ				
	軍岡 南勢	イクサオカ				
33 34	角勢 猿別	ナンセイ サルベツ				
35	西猿別	ニシサルベツ				
	新和 中央町1	シンワ チュウオウマチイチ				
38	中央町2	チュウオウマチニ				
39	<mark>中央町3</mark> 豊町	チュウオウマチサン ユタカマチ				
	春日町	カスガマチ				
	東春日町	ヒガシカスガマチ				
	泉町泉東	イズミマチ イズミヒガシ				
45	あかしや	アカシヤ				
	<u>あかしや南1</u> あかしや南2	アカシヤミナミイチ アカシヤミナミニ				
	あかしや中央	アカシヤチュウオウ				
	文京町	ブンキョウマチ				
	<u>みずほ町</u> 若草町1	ミズホマチ ワカクサマチイチ				
52	若草町2	ワカクサマチニ				
	若草町3 桂町1	ワカクサマチサン カツラマチイチ				
	<u>桂町 2</u>	カツラマチニ				
56	共栄町1	キョウエイマチイチ				
	共栄町2 共栄町3	キョウエイマチニ キョウエイマチサン				
59	新北町東	シンキタマチヒガシ				
	新北町西 北町第一	シンキタマチニシ キタマチダイイチ				
62	北町第2	キタマチダイニ				
	北町第3	キタマチダイサン				
	<u>桜町北</u> 桜町中央	サクラマチキタ サクラマチチュウオウ				
66	桜町南	サクラマチミナミ				
	青葉町1 青葉町2	アオバマチイチ アオバマチニ				
69	西町1	ニシマチイチ				
	西町2 北栄町	ニシマチニ ホクエイマチ				
	北木町 札内区	サツナイク				
	<u> </u>	アカツキマチヒガシ				
	<u>暁町西</u> 暁町北	アカツキマチニシ アカツキマチキタ				
76	千住1	センジュウイチ				
77 78	千住2 千住東	センジュウニ センジュウヒガシ				
79	稲志別	イナシベツ				
80	中稲志別	ナカイナシベツ				
81 82	<mark>新生</mark> 依田	<u>シンセイ</u> ヨダ				
83	西和	セイワ				
84 85	<mark>昭和</mark> 上稲志別	ショウワ カミイナシベツ				
86	日新1	ニッシンイチ				
87	日新2 途別	ニッシンニ				
	古舞	トベツフルマイ				
90	糠内市街	ヌカナイシガイ				
	五位 糠内第1	ゴイ ヌカナイダイイチ				
93	西糠内	ニシヌカナイ				
94	中糠内	ナカヌカナイ				
	美川 明倫	ミカワ メイリン				は、3町村で類似する名称
97	中里	ナカサト				
98	駒畠	コマハタ				

先進事例

富士河口湖町(山梨県)

行政連絡機構(自治会及び区)の組織、区域及び名称については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

- (1) 自治会連合会及び区の連絡・調整機関として、新町に自治会連絡協議会を置く。
- (2) 自治会連合会及び区において実施する事業については、新町において調整する。

阿賀野市(新潟県)

自治会の区域、名称については、原則現行のとおりとする。ただし、同一の名称を有する自治会については、当該名称の前に旧町村名を付して、これを区分する。

東御市(長野県)

区・自治会の組織体制、名称については、原則として現行どおりとし、必要に応じて合併後に おいて調整する。

ただし、類似名称である日向ガ丘区(東部町) 日向ケ丘区(北御牧村)の名称については、地域住民の意向を踏まえて協議会において調整するものとする。

京丹後市(京都府)

(1) 単位行政区

単位行政区の組織については現行のとおりとし、地域コミュニティの維持・強化を図るとともに、新市の一体性を確保するため、新市発足時に新たな連絡組織を設置する。

(2) 連合区等

連合区等については、地域性を考慮しながら、一定の条件で統合できるかどうかの検討を 新市において行う。

(3) 区への依頼事務

新市における区への依頼事務については、配布文書の期日を定めるなど、その整理・統合を踏まえて検討する。また、区・自治会等の支援は、調整のうえ一元化し、引き続き新市においても支援する。